

9月からの共済掛金(保険料)算定に係る定時決定について

9月は、組合員の皆さまの給与から毎月控除される掛金(保険料)の基礎となる、標準報酬月額「定時決定」が行われる月となります。「定時決定」及び「定時決定に係る年間平均の保険者算定」の制度内容について、改めて知らせします。

なお、定時決定により決定した標準報酬月額及び等級は、9月の給与明細に記載されますのでご確認ください。

1 定時決定について

定時決定とは

すでに決定されている共済掛金(保険料)等の計算の基礎となる「標準報酬月額」と、組合員の皆さまが実際に受けている報酬との間に大きな差が生じないように、毎年1回、その年の9月以降の「標準報酬月額」を決定することを定時決定といいます。

標準報酬月額とは

共済組合の短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業等に係る掛金(保険料)・負担金や、短期給付、厚生年金保険給付及び退職等年金給付の額における算定の基礎となるもので、組合員の皆さまの受ける報酬月額(基本給+諸手当)に基づき決められます。

定時決定の算定方法

7月1日時点で組合員である方が定時決定の対象となり(※1)、4月から6月までに受けた報酬月額(支払基礎日数が17日未満であるときは、その月を除く)の平均額を標準報酬等級表に当てはめて標準報酬月額を決定します(※2・3)。

決定した標準報酬月額は、9月以降の掛金(保険料)等の算定の基礎になります。

(※1)以下の方はその年の定時決定の対象外です。

- ・6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・7月から9月までのいずれかの月に随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定が行われた方。

(※2)支払基礎日数:その月の報酬支払の基礎となった日数。(勤務を要しない日、報酬の全部が支給されない日(欠勤、無給の休職、無給の休暇等)は除く。報酬の一部が支給されない日(私傷病休職8割支給、減給処分等)は含む。)

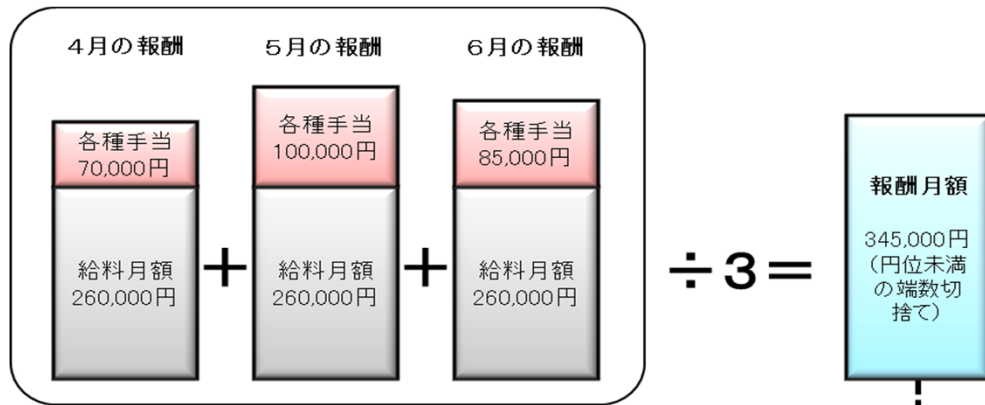
(※3)報酬の範囲

報酬	○給料(給料表の給料月額)
	○諸手当のうち 扶養、地域、住居、初任給調整、単身赴任、特殊勤務、超過勤務、通勤手当(6か月定期は1か月相当で計算)、宿日直、管理職、管理職員特別勤務、休日給、夜勤、寒冷地 等
報酬とはならない例	○実費弁償的なもの(出張旅費、災害派遣手当 等) ○労務の対象とされない年金、共済組合・厚生会からの給付金 ○児童手当 ○退職手当

Point!

4月から6月の報酬には、2月から4月に行った超過勤務の手当が含まれます。超過勤務手当の額も含めて、標準報酬月額が決定されます。

◇ 定時決定のイメージ



標準報酬等級表に当てはめる

標準報酬				報酬月額
短期給付等事務	等級		月額	
	厚生年金保険給付	退職等年金給付		報酬月額
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
20	21	20	340,000円	330,000 ~ 350,000
21	22	21	360,000円	350,000 ~ 370,000
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

標準報酬月額

- 短期給付等事務・退職等年金給付 第20級 340,000円
- 厚生年金保険給付 第21級 340,000円

2 定時決定における主な保険者算定

定時決定において、通常の方法により報酬月額を算定するのが困難であるときや、算定結果が著しく不当なときは、次の方法で保険者算定を行います。

● 一部の月を除く算定

4月～6月において、次のいずれかに該当する月がある場合は、その月を除いて算定します。

- ・ 欠勤や無給の休職等により、報酬の全部が支給されない日の属する月で、支払い基礎日数が17日未満となる月
- ・ 欠勤や無給の休職等により、報酬の一部が支給されない日の属する月(※)

(※) 育児部分休業により報酬が減額される日が属する月、産前産後休業・病気休暇により通勤手当・管理職手当が支給されない月は、「報酬の一部が支給されない日の属する月」には該当せず、実際に支給された報酬により報酬月額を算定します。

● 従前の報酬月額による算定

4月～6月の各月とも、次のいずれかに該当する場合は、従前の報酬月額により算定します。

- ・ 欠勤や無給の休職等により、支払い基礎日数が17日未満となる場合
- ・ 欠勤や無給の休職等により、報酬の一部が支給されない日の属する月(※同上)である場合

● 育児短時間勤務者の算定

- ・ 一月当たりの勤務を要する日数が17日以上(週5勤務等)の場合、実際に受けた報酬により報酬月額を算定します。
- ・ 一月当たりの勤務を要する日数が17日未満(週3勤務等)の場合、支払基礎日数が17日未満である月(勤務日数が、要勤務日数に4分の3を乗じて得た数に相当する日数以上となる月に限る。)を17日以上である月とみなして報酬月額を算定します。

(例): 週3勤務により当該月の要勤務日数が15日の場合 ⇒ 15日 × 3/4 (端数切上げ) = 12日
この場合、勤務した日数が12日以上であれば算定基礎月に含めることになります。

● 年間平均による保険者算定

下記、「3 定時決定に係る年間平均による保険者算定」を参照。

3 定時決定に係る年間平均による保険者算定

9月の「定時決定」は、2月から4月に行った超過勤務の手当が含まれた4月から6月までの報酬をもとに決定されます。しかしながら、例年2月から4月までが繁忙期にあたるなど、業務の性質上、通常の定時決定を行うことが著しく不当であると認められる場合は、年間の報酬の月平均額で算定を行う保険者算定が行われます。

【定時決定に係る年間平均による保険者算定について】

次を満たした場合に、年間平均額による保険者算定の対象となります。

(1) 次のアとイとの間に2等級以上の差があること

ア 4月から6月で算出した標準報酬月額

R4.4	R4.5	R4.6
報酬(基本給+諸手当)		

÷3 = 報酬の月額 → 標準報酬の等級表に当てはめる → 標準報酬月額

イ 年間(前年7月から本年6月)で算出した標準報酬月額

R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6
報酬(基本給+諸手当)											

÷12 = 報酬の月額 → 標準報酬の等級表に当てはめる → 標準報酬月額

※ ア、イの算出において、支払い基礎日数が17日未満の月は除きます。

(2) 上記(1)の差が業務の性質上、例年発生することが見込まれること

【保険者算定に係る手続き(同意書及び申立書)について】

対象となる組合員には「保険者算定に係る組合員同意書(定時決定)」が配付され、保険者算定を希望する場合は、同意書に記入の上、所属へ提出することとしています。

またこの他に、所属等から共済組合へ提出される「保険者算定に係る所属の申立書(定時決定)」により、例年繁忙が見込まれる職場であると認められた場合、保険者算定を行います。

令和4年度の
定時決定から

4月から6月までの間に産前産後休暇を取得した場合も保険者算定の対象となりました。
共済時報No.582『産前産後休暇取得者の定時決定における保険者算定について』
をご覧ください。

4 標準報酬月額による掛金(保険料)及び給付の算定例

標準報酬は、掛金(保険料)、長期給付(年金)及び短期給付(傷病手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、等)の算定基礎となります。定時決定等により標準報酬月額が変動した場合、これらの額も変動します。

【算定例：掛金(保険料)】

○標準報酬月額470,000円、40歳以上の場合

- ① 厚生年金保険料 43,005円(470,000円×91.50/1000)
- ② 退職等年金掛金 3,525円(470,000円×7.50/1000)
- ③ 短期掛金 16,384円(470,000円×34.86/1000)
- ④ 介護掛金 4,183円(470,000円×8.90/1000)

(端数切捨)

※1 短期掛金には、育児・介護休業手当金及び保健事業に係る掛金率を含んでいます。

※2 介護掛金は、40歳以上の組合員に納めていただきます(40歳に達した月(1日生まれの人は前月)の分から)。

【算定例：育児休業手当金】

○標準報酬月額300,000円、当該育児休業の期間が180日に達するまでの期間の場合

標準報酬日額(300,000円×1/22)×0.67(支給率)=9,136円(日額) (端数切捨)

【掛金・保険料率】

単位：千分率(‰)

区分		令和4年度 掛金率
長期給付	厚生年金保険料	91.50
	退職等年金掛金	7.50
短期給付	短期掛金 ※1	34.86
	介護掛金 ※2	8.90
掛金率 計 (40歳未満)		133.86
掛金率 計 (40歳以上)		142.76

標準報酬等級表（令和4年4月1日）

報酬		標準報酬等級			標準報酬月額 (円)	標準報酬日額 (円)	給与から控除される掛金額/月 (円)				掛金額合計/月 (円)		
		短期 給付	長期給付				短期 掛金 ①	長期給付②		介護 掛金 ③	40歳未満 (①+②)	40歳以上 (①+②+③)	
円以上	円未満		厚生 年金	退職等 年金給付	厚生年金 保険料	退職等 年金掛金							
0	～	93,000	※	1	※	88,000	4,000	3,416	8,052	735	872	12,203	13,075
93,000	～	101,000	1	2	1	98,000	4,450	3,416	8,967	735	872	13,118	13,990
101,000	～	107,000	2	3	2	104,000	4,730	3,625	9,516	780	925	13,921	14,846
107,000	～	114,000	3	4	3	110,000	5,000	3,834	10,065	825	979	14,724	15,703
114,000	～	122,000	4	5	4	118,000	5,360	4,113	10,797	885	1,050	15,795	16,845
122,000	～	130,000	5	6	5	126,000	5,730	4,392	11,529	945	1,121	16,866	17,987
130,000	～	138,000	6	7	6	134,000	6,090	4,671	12,261	1,005	1,192	17,937	19,129
138,000	～	146,000	7	8	7	142,000	6,450	4,950	12,993	1,065	1,263	19,008	20,271
146,000	～	155,000	8	9	8	150,000	6,820	5,229	13,725	1,125	1,335	20,079	21,414
155,000	～	165,000	9	10	9	160,000	7,270	5,577	14,640	1,200	1,424	21,417	22,841
165,000	～	175,000	10	11	10	170,000	7,730	5,926	15,555	1,275	1,513	22,756	24,269
175,000	～	185,000	11	12	11	180,000	8,180	6,274	16,470	1,350	1,602	24,094	25,696
185,000	～	195,000	12	13	12	190,000	8,640	6,623	17,385	1,425	1,691	25,433	27,124
195,000	～	210,000	13	14	13	200,000	9,090	6,972	18,300	1,500	1,780	26,772	28,552
210,000	～	230,000	14	15	14	220,000	10,000	7,669	20,130	1,650	1,958	29,449	31,407
230,000	～	250,000	15	16	15	240,000	10,910	8,366	21,960	1,800	2,136	32,126	34,262
250,000	～	270,000	16	17	16	260,000	11,820	9,063	23,790	1,950	2,314	34,803	37,117
270,000	～	290,000	17	18	17	280,000	12,730	9,760	25,620	2,100	2,492	37,480	39,972
290,000	～	310,000	18	19	18	300,000	13,640	10,458	27,450	2,250	2,670	40,158	42,828
310,000	～	330,000	19	20	19	320,000	14,550	11,155	29,280	2,400	2,848	42,835	45,683
330,000	～	350,000	20	21	20	340,000	15,450	11,852	31,110	2,550	3,026	45,512	48,538
350,000	～	370,000	21	22	21	360,000	16,360	12,549	32,940	2,700	3,204	48,189	51,393
370,000	～	395,000	22	23	22	380,000	17,270	13,246	34,770	2,850	3,382	50,866	54,248
395,000	～	425,000	23	24	23	410,000	18,640	14,292	37,515	3,075	3,649	54,882	58,531
425,000	～	455,000	24	25	24	440,000	20,000	15,338	40,260	3,300	3,916	58,898	62,814
455,000	～	485,000	25	26	25	470,000	21,360	16,384	43,005	3,525	4,183	62,914	67,097
485,000	～	515,000	26	27	26	500,000	22,730	17,430	45,750	3,750	4,450	66,930	71,380
515,000	～	545,000	27	28	27	530,000	24,090	18,475	48,495	3,975	4,717	70,945	75,662
545,000	～	575,000	28	29	28	560,000	25,450	19,521	51,240	4,200	4,984	74,961	79,945
575,000	～	605,000	29	30	29	590,000	26,820	20,567	53,985	4,425	5,251	78,977	84,228
605,000	～	635,000	30	31	30	620,000	28,180	21,613	56,730	4,650	5,518	82,993	88,511
635,000	～	665,000	31	32	31	650,000	29,550	22,659	59,475	4,875	5,785	87,009	92,794
665,000	～	695,000	32			680,000	30,910	23,704	59,475	4,875	6,052	88,054	94,106
695,000	～	730,000	33			710,000	32,270	24,750	59,475	4,875	6,319	89,100	95,419
730,000	～	770,000	34			750,000	34,090	26,145	59,475	4,875	6,675	90,495	97,170
770,000	～	810,000	35			790,000	35,910	27,539	59,475	4,875	7,031	91,889	98,920
810,000	～	855,000	36			830,000	37,730	28,933	59,475	4,875	7,387	93,283	100,670
855,000	～	905,000	37			880,000	40,000	30,676	59,475	4,875	7,832	95,026	102,858
905,000	～	955,000	38			930,000	42,270	32,419	59,475	4,875	8,277	96,769	105,046
955,000	～	1,005,000	39			980,000	44,550	34,162	59,475	4,875	8,722	98,512	107,234
1,005,000	～	1,055,000	40			1,030,000	46,820	35,905	59,475	4,875	9,167	100,255	109,422
1,055,000	～	1,115,000	41			1,090,000	49,550	37,997	59,475	4,875	9,701	102,347	112,048
1,115,000	～	1,175,000	42			1,150,000	52,270	40,089	59,475	4,875	10,235	104,439	114,674
1,175,000	～	1,235,000	43			1,210,000	55,000	42,180	59,475	4,875	10,769	106,530	117,299
1,235,000	～	1,295,000	44			1,270,000	57,730	44,272	59,475	4,875	11,303	108,622	119,925
1,295,000	～	1,355,000	45			1,330,000	60,450	46,363	59,475	4,875	11,837	110,713	122,550
1,355,000	～		46			1,390,000	63,180	48,455	59,475	4,875	12,371	112,805	125,176

※短期給付、退職等年金給付は、報酬が93,000円未満の場合も、1等級（標準報酬月額98,000円、標準報酬日額4,450円）です。

（参考）令和2年9月からの変更点・・・厚生年金第32等級、退職等年金給付第31等級に上限が改定されています。